

会議名 ニセコ町情報公開審査会・ニセコ町個人情報保護審査会

開催日	平成25年10月31日 木曜日	会議時間	開会 PM 2:00 閉会 PM 3:25
会議場所	ニセコ町役場 議員控室	記録者	総務課情報管理係長 佐々木隆
出席者	委員 関口正雄会長、大道政彦副会長、相内俊一委員、浜本和彦委員、松田裕子委員 事務局 片山健也町長（辞令交付、挨拶のみ） 総務課 高瀬達矢課長、千葉敬貴参事、佐々木隆係長、佐藤英征係長、 川埜満寿夫主任、稲見唯睦主事 学校教育課 加藤紀孝課長、三橋公一係長		

会議日程

- 1 開会
- 2 新委員辞令交付
- 3 町長あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 議事
  - (1) 報告事項
    - ① 委員の委嘱について
  - (2) 議事
    - ① 副会長選出
  - (3) 報告事項
    - ② 情報公開請求の状況について
    - ③ 個人情報保護の取扱い状況について
    - ④ 子どもの健全育成サポートシステムに係る協定の変更について
    - ⑤ ニセコ町文書管理条例に基づく文書管理の運用状況の報告について
- 6 その他 ・ 社会保障・税番号制度の状況について

会議内容

午後2時00分開会  
 <新委員辞令交付>  
 町長から、浜本委員、松田委員にそれぞれ辞令交付を行った。  
 <町長あいさつ>  
 お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。最近国の情勢を見ていると、特定保護法案が審議に入るようであるが、その法案の内容を見ると、ニセコ町であれば議会で否決されるレベルのものであると感じる。各課長が、これは秘密だと判断すれば秘密文書になってしまう法の制度設計になっており、とても残念な気がしています。これまでニセコ町は、審査会委員の皆様の的確なご指導の基、進めてきておりますが、以前（審査会がスタートする前）、税務署との協力関係でお出ししていた情報が、審査会に諮ったところ、それは罷りならんという判断をいただいた。当時その事務の担当課長をしていたが、税務署長を訪ね、これは税法上の欠陥であり、審査会での判断を説明させていただき、税

務署長にご理解いただいた記憶がある。そんなことの積み重ねで、ニセコ町の情報公開や個人情報保護の事務を進めてきた。もう一点、ニセコ町は文書管理条例に基づきファイリングシステムを導入しておりますが、ファイリングの専門の方にお聞きすると、50ぐらいの自治体でファイリングシステムを導入しているが、ニセコ町が一番しっかりとした文書管理をしているというお話をいただいているところです。これもこの審査会での活発な議論や厳しい判断のおかげと思っています。今後とも率直なご議論をいただきながら住民の視点に立ち、まちづくりを進める情報共有の核として、まちづくりを進めていきたいと考えています。どうかよろしく願いいたします。

<会長あいさつ>

私もだいぶ長いこと会長をやらせていただいているが、今、町長からお話があったとおりだと私も思います。通常このような審査会や行政委員会では、一般的には殆ど議論なしで終わることが多いですが、この審査会では、活発な議論が行われ、過去には提案された事案に対し、苦言を呈するようなこともありました。積極的に意見を言うということは、外部委員である私達にとって大事なことであると考えます。ニセコ町の情報公開、個人情報保護の取組みは、他の自治体と比べて遥かに進んでいると私も思っています。私の地元でも審査会はあるが、積極的にやっているのかどうかははっきり見えてこないところもある。ニセコ町の職員の方達は、自信を持って今後とも頑張ってもらいたい。

※（ここで町長退席）

<議事>

会 長：それでは報告事項、委員の委嘱について報告してください。

(1) 報告事項

※① 委員の委嘱について（議案2ページにより事務局から報告）

会 長：次に、今報告があったとおり副会長が退任されたことにより、(2)議事①の副会長の選出を行います。情報公開条例、個人情報保護条例により、副会長は委員の互選ということになっています。この件について、皆さんの中でお受けしてもいい、あるいは互選していただければと思いますが、もし具体的な意見が無ければ、事務局のほうでどなたかにお願いするというところもあるかもしれません。もしあれば事務局の案をお示ししてください。

事務局：事務局案として、副会長には大道政彦委員を提案したいと思います。

会 長：今の事務局案についていかがでしょうか。

委 員：異議なし

会 長：それでは大道委員にお願いしたいと思います。

副会長：流れに沿って上がったような気もしますが、ニセコ町の取組みに学びながら議論をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会 長：次に報告事項②の報告をお願いします。

(3) 報告事項

※② 情報公開請求の状況について（議案3～4ページにより事務局から報告）

（情報公開請求1件に対し公開の決定を行った）

会 長：今の報告についてご意見等ございますか。

※ 特になし

会 長：次に報告事項③の報告をお願いします。

※③ 個人情報保護の取扱状況について（議案5ページにより事務局から報告）

（目的外利用3件、外部提供1件）

会 長：今の報告について、ご意見等ございますか。

委 員：近藤小学校の敬老活動について、この地区は移住者が多い地区であり、あまり地域と交流が無いままに子供達からの手紙が届く、といったときに、なぜ自分の情報が近藤小学校は知ってるんだ、というクレームがきたりしないか。地域住民と交わりたくないという思いの方がいらっしゃるかもしれない。その点説明を求められたときはどう対応するのか。

事務局：個人情報保護条例に則り、本件事務内容を適切に判断し、目的外利用をしたという説明を丁寧にしていくことになる。

教育委員会：現在までにそういったクレームがきたという報告は学校からは受けていない。今までは、この敬老活動に当たって、PTAの方に対象者を確認してもらっていたが、どうしても対象者から漏れてしまう人がいた。隣の家には子供達から手紙が来て、我が家には来なかったという事例があったことから、今回から正確に対象住民の情報を把握するために、住民情報の目的外利用を行うこととなった。

会 長：今の話を前提として、学校にはクレームは来ていないが、委員（質問者）のほうにはそういった苦情や情報が聞こえてきていたのでしょうか。

委 員：いえ来ていませんが、外部から移住された方には、稀に地域との交流を好まない方がいらっしゃるのも事実なので、もしそういう方からの苦情があった場合にどう対応するのかを聞きたかった。ニセコ町はこれからも外部からの移住者が増える町だと思うので、このような件については気をつけて事務を行っていく必要があると思った。

会 長：委員が仰るとおりだと思います。例えば、老人クラブや町内会を通じ、子供達から手紙をもらってもいい方を名簿上で登録してもらおうとか、そのような方法の方が活動としてはいいような気がする。今回の件は小学校の敬老活動だが、今後他にも似たようなことがあったとすると、その情報がその後どういう風に扱われるかという問題もある。もう一点、住民基本台帳上、全員把握できるはずであるが、実際は台帳に乗っていない方が存在することも事実としてあり、住民票を確認したからといって全員ということにはならないと思う。

委 員：少し違和感を感じていたが、最低限、子どもの手紙と一緒に、校長先生から「子供達の気持ちを受け取っていただきたかったので、町に住所を教えてくださいました。この子供達からの手紙を出すことに限り、この住所を使わせていただきます。」というふうに、情報を目的外利用したことの限定性を伝えることをした方がいいと感じる。そうすることにより、誤解無く本来の意図を受け止めてもらえるのではないか。今からでも遅くないので、校長先生からの手紙を出した方がいいのではないか。

そもそも、住所情報を目的外利用するよりも、他にやり方があるように感じる。

会 長：今後もこの方法をとっていくとしたら、委員が仰った理はきちんとやった方がいいと思う。

委 員：町長のあいさつの中にもあったように、今までニセコ町はすごく丁寧にやってきたはずであるが、今回の件は少し残念なように気がする。丁寧にやってきた水準を保つための努力は必要である。

委 員：ちなみにこの対象者は何人ぐらいですか。

教育委員会：手元に資料が無いので正確にはお答えできませんが、50人程であると記憶しています。

教育委員会：経緯についてももう少し詳しく説明させていただきます。近藤小学校は地域と非常に密接なつながりのある児童20人足らずの小規模校です。地域住民もそんなに多く住んでいらっしゃるのではなく、以前から子供達による敬老の手紙を送る活動をしていました。今回学校から相談があったのは、どうしても名簿からもれてしまう対象者が出てしまう。もう少し正確な対象の住民情報を把握し、確実に手紙をお届けしたい。ということでした。そういうことであれば、目的外利用として認めてもいいのではないかと判断しました。もし、住所を公開した覚えは無いなどの苦情が来た場合は、学校から、こういう活動を行っている、こういう思いがあってやっているんだということをきちんと説明しなければいけない。そういう話を学校とした上で、今回目的外利用をさせていただきます。委員からご提案のあった、校長先生からの手紙を同封するというものについては、今後協議していきたいと思います。

会長：郵送ではなく、子供達が自らそのお宅まで出向き、直接手渡しするという方法もある。その方が活動の目的にもあっていると思うし、人的な関わりができると思います。遠くであれば郵送もやむ終えないとは思いますが。70歳以上ということで、もしかしたら住民票を置いたまま施設に入られてる方もいるかもしれないし、手紙が送られてきたときに本人じゃなく家族が受け取るかもしれない。そういった場合に、受け取った人がどう思うのかといったようなことも考えると、単純に郵便で送るという方法がいいかどうかを考える必要があると思う。

事務局：今の件、個人情報保護担当と教育委員会担当、学校とで協議させていただきたい。

会長：お任せいたします。他に何か意見はありますか。

委員：酪農経営支援事業の外部提供について、数少ない酪農者の情報を提供する意味があるのか疑問だ。自分達で調べた方が早いのではないのだろうか。

事務局：国の事業に使うものなので、農業委員会が所管している農地基本台帳からの正確な情報が必要であった。

事務局：説明不足の点があり、付け加えて説明させていただきます。本件については、個人情報保護条例の第8条第1項第1号該当であり、本人同意に基づき外部提供したものであります。

委員：次回から議案の中に該当条項を記入するようにした方がいい。

事務局：そのようにいたします。

会長：もう一点、省エネルギー照明器具普及促進事業についてですが、どこが情報をお使いになるのですか。

事務局：町民生活課所管情報を商工観光課が使ったものです。

会長：他に何かございますか。

※無し

会長：それでは次に、④子どもの健全育成サポートシステムに係る協定の変更について報告をお願いします。

※④ 子どもの健全育成サポートシステムに係る協定の変更について（議案6～15ページにより教育委員会から報告）

会長：この件についてのご意見ご質問はありますか。

委員：これは微妙な問題であると思う。早期に警察との情報交流することが大事な事案が増えてきたことが現実としてある。その事案に乗った子供が、その後健全に成長していく過程で、警察等から阻害される恐れはないのかということも懸念される。多感な子どもの世代にとって微妙な問題だと感じる。ハードルを上げすぎて、警察への相談が遅れた結果、何かがあっても困る。

教育委員会：教育委員会としては必要な対応は、態勢の構築も含めとっていかなければならない。全国においていじめの問題が沢山表面化している中で、事件にもつながっていく可能性もあり、現在取り組んでいるのは、学校現場で生徒と向き合い把握することで解決していく取組みをしている。いじめの未然防止に対する学校への支援も取り組んでいる。

委員：広く捉えると、いじめそのものが犯罪行為と言えなくもない。強迫、強要、暴行等を想定していると思われるが、教育委員会なり校長会が、ニセコ町立学校がいじめで通報する事案は、こういったものに限ると議論しておく必要があるのではないか。この協定では、学校長の判断が尊重される形になっており、学校間の判断格差を均一にしておく必要があるのではないか。ガイドラインを定めておいた方がいい気がします。

教育委員会：日々議論はしているところではあり、具体的なケースの事例も沢山示されております。また、学校が警察に通報する事案については、要綱上では、警察に通報すると同時に教育委員会にも報告することとなっており、そこにおいて教育委員会のチェックが働くこととなる。実際には、通報する前の段階で教育委員会と学校とが一体となって対応していくこととしています。

会長：非行、安全という形になったわけだが、いじめてる側、犯罪行為についてはある程度厳格にしないと、無実で通報される危険性もある。もう一方で、被害者側の面から見ると、早い段階から警察に保護を受ける必要性もある。今回のこの改正は、どっちの立場からこの条項を入れたのかが問題なのだが、被害者からしてみれば、早めに保護してもらいという必要性もあれば、学校側としても早めに報告した方がいいと判断したときに、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ」ではなくて、「本人がいじめによって精神的・肉体的苦痛や危険性があると判断したとき」に速やかに通報する必要も考えられる。加害者側、被害者側の両面からの判断をきちんと行い、警察に通報することも考えた方がいい。

教育委員会：いじめ対策推進法が今年の9月に施行となった。これに基づき文科省がいじめ防止のための基本的方針を定めた。この中に、学校や教育委員会の具体的な動きや連携について示されており、学校、教育委員会において、いじめ防止のための対策方針を定めなければならないこととなっており、その中にガイドライン的なものも盛り込んでいきたいと考えている。

会長：この件については以上でよろしいですか。

続いて、⑤ニセコ町文書管理条例に基づく文書管理運用状況の報告をお願いします。

※⑤ニセコ町文書管理条例に基づく文書管理運用状況の報告（議案16ページにより事務局から報告）

会長：今の件について何か意見はありますか。

※無し

会長：議事としては以上で終わりますが、その他として社会保障・税番号制度の状況に

ついて説明をお願いします。

※その他 社会保障・税番号制度の状況について（議案17ページ及び別冊資料により事務局から説明）

会 長：この特定個人情報保護委員会というのは作るのでしょうか。

事務局：これは国の機関で、来年早々に立ち上がる予定です。

会 長：保護評価はどこが行うのか。そのチェックは。

事務局：評価の実施は内部で行うこととなる。評価結果を特定個人情報保護委員会に報告することでチェック機能が働く。

会 長：以上で本日の審査会を終わります。

午後3時25分閉会